

鳥取県公報

平成 30 年 8 月 21 日 (火) 第 9 0 2 9 号

毎週火·金曜日発行

			目 次
\Diamond	告	示	生活保護法による医療機関の指定 (505) (福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・・・2
			生活保護法による施術者の指定 (506) (")・・・・・・・・・・・・・2
	公	告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(技術企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	調達生	公告	一般競争入札の実施(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

示

鳥取県告示第505号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法 第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のと おり告示する。

平成30年8月21日

鳥取県知事 平 井 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指定年月日
おおの歯科医院	米子市車尾三丁目9-33 平成30年7月1日	
ささ木在宅ケアクリニック	米子市西福原五丁目7-13	平成30年8月1日

鳥取県告示第506号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」 という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、施術者を指定したので、生 活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定によ り次のとおり告示する。

平成30年8月21日

鳥取県知事 平 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所在地	指定年月日
冨山 絵美	鍼灸按摩マッサージ院つむぎ	八頭郡八頭町郡家76-15	平成30年7月18日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市か ら都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項 の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年8月21日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 都市計画の種類及び名称 倉吉都市計画下水道倉吉市公共下水道
- 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)

達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県指紋情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 鳥取県指紋情報管理システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウエア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

- (4) 履行期間
 - ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成31年3月29日(金)

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成31年4月1日(月)から平成37年3月31日(月)まで(72か月間)

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(72月)で月割りした1月当たりの 単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて 得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって月額の契約金額と するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、 処分その他の費用を含む。) 及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者の うちの代表者である者とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 平成30年8月21日(火)から同年10月3日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日 付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 平成30年8月21日(火)から同年10月3日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立 てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- エ 平成30年8月21日(火)から同年10月3日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受 注参加の取扱要綱(平成29年10月5日付第201700167239号)第3条に規定する参加制限措置を受けていな い者であること。
- オ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務

用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取 県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入 札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年9 月4日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請で あることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- カ この公告に示した物品を1の(4)のアの納入期限までに1の(3)の履行場所に納入することができる者 であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速や かに提供できるものであること。
- キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ク (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。
- (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件
 - ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、エ、カ及びキの要件を全て満たしていること。
 - イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスの システム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が事務用機器のパソコン類又 はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争 入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年9月4日(火)正午までに4の(2)の場所に提 出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4 の(2)の場所に必ず連絡すること。

- ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこ کی۔
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成30年8月21日(火)から同月28日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年10月3日(水)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、10月2日(火)午後5時ま でとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説 明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成30年9月12日(水)午後5時まで に持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札価格に72を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札 書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取 県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保 の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として月額の契約金額に72を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければ ならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保 証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
 - Equipment of Tottori fingerprints administration system, 1 set
 - Software for Tottori fingerprints administration system, 1 set
- (2) September 12,2018 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 3,2018 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

October 2,2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan TEL 0857-23-0110